

公 示

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出の取扱について定めたので公示する。

- （平成 14 年 1 月 31 日付け公示第 17 号）
- 一部改正（平成 16 年 3 月 22 日付け公示第 24 号）
- 一部改正（平成 17 年 6 月 13 日付け公示第 47 号）
- 一部改正（平成 18 年 10 月 1 日付け公示第 71 号）
- 一部改正（平成 20 年 1 月 23 日付け公示第 3 号）
- 一部改正（平成 26 年 1 月 27 日付け公示第 27 号）
- 一部改正（令和 7 年 5 月 23 日付け公示第 42 号）

平成 14 年 1 月 31 日

内閣府沖縄総合事務局長

1. 事前届出書の様式及び添付書類等

- (1) 事前届出書の様式は、沖縄本島以外の営業区域にあつては別紙 1、沖縄本島営業区域にあつては別紙 2 のとおりとする。また、事前届出書には、次に掲げる書面を添付するものとする。
 - (イ) 既に認可を受けた自動車車庫の位置、収容能力（面積及び収容余力（余裕面積））を示す書面
 - (ロ) 営業所における配置車両数が増加する場合には、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
 - (ハ) 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合には、車両の収納状況を示す平面図等の書面
 - (二) 当該届出が増車の届出である場合には、以下の書面
 - ① 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成 17 年国土交通省告示第 503 号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）
 - ② 特定自動運行旅客運送を行う場合には、特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面
- (2) 道路運送法施行規則第 4 条第 8 項第 3 号の規定に基づき、事業計画に国土交通大

臣が定める区分ごとの数を記載させる地域として沖縄総合事務局長が指定する地域は、沖縄本島営業区域とする。

2. 事前届出書の提出時期及び提出先

変更実施予定日の7日前までに陸運事務所長あて提出するものとする。

3. 業務の範囲を福祉輸送サービスに限定した事業を行う者の取扱い

業務の範囲を福祉輸送サービス（「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成16年3月31日付け公示第31号）I. 1.（2）に定める福祉輸送自動車を使用して、同公示I. 1.（1）に定める要介護者等を輸送するサービスをいう。）に限定した事業を行う者（以下「限定事業者」という。）が、一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般自動車」という。）を増車しようとする届出を行う場合については、次のとおり取り扱うこととする。

なお、当該増車が自動車車庫の収容能力の増加を要するものである場合には、「法人タクシー事業の許可、事業計画の変更の認可、事業の譲渡譲受の認可、合併、分割又は相続の認可、運送約款の認可に関する審査基準（平成14年1月28日付け公示第8号）の七に定めるところによるものとする。

- (1) 届出書に、業務の範囲を限定する旨の条件の解除を申請するものであることを明記するものとする。
- (2) 増車しようとする一般自動車の数が、当該増車に係る営業区域の最低車両数以上である場合に限り、当該条件の解除を行うこととする。
- (3) (2)の条件の解除を行う場合にあっては、届出前の事業計画における事業用自動車については、一般自動車に該当しないものであることから、引き続き、業務の範囲を限定することとする。
- (4) (2)及び(3)については、書面によりその旨を明らかにすることとする。

附 則

この公示は、平成14年2月1日以降受け付ける届出事案について適用する。

附 則（平成16年3月22日一部改正）

この公示は、平成16年3月22日から適用する。

附 則（平成17年6月13日一部改正）

この公示は、平成17年5月27日から適用する。

附 則（平成18年10月1日一部改正）

この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年1月23日一部改正）

この公示は、平成23年1月23日から適用する。

附 則（平成26年1月27日一部改正）

この公示は、平成26年1月27日から適用する。

附 則（令和7年5月23日一部改正）

この公示は、令和7年5月23日から適用する。

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書

年 月 日

沖縄総合事務局陸運事務所長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者名

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数
3 実施予定日	年 月 日
4 その他	〔 許可に付された業務の範囲を限定する旨の条件の解除を併せて申請します。 〕

変更に係る新旧対照表

新旧の別 種別	新									旧								
	一般自動車			特種自動車			計			一般自動車			特種自動車			計		
営業所名	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

※ 種別は、道路運送法施行規則第1条第2項による自動車の種別とする。

※ Aは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送の用に供する自動車数を除いた数を記載する。

※ Bは、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）の用に供する自動車数を記載する。

※ Cは、事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する自動車数を記載する。

法人タクシー事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書

年 月 日

沖縄総合事務局陸運事務所長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数
3 実施予定日	年 月 日
4 その他	〔 許可に付された業務の範囲を限定する旨の条件の解除を併せて申請します。 〕

変更に係る新旧対照表

新旧の別 種別 国土交通大臣が定める区分の別 営業所名	新					旧				
	一般自動車			特種自動車	計	一般自動車			特種自動車	計
	タクシ-	ハイヤー				タクシ-	ハイヤー			
		その他	都市型	その他	都市型					
	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []
	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []	() []

- ※ 種別は、道路運送法施行規則第1条第2項による自動車の種別とする。
- ※ ()内は、事業用自動車のうち、自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）の用に供する自動車数を記載し、[]内は事業用自動車のうち、特定自動運行旅客運送の用に供する自動車数を記載する。
- ※ ハイヤーのうち、「都市型」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）」第1号に規定する事業用自動車とし、「その他」とは第2号に規定する事業用自動車とする。